

## 平成26年度 第5回江別市市民参加条例制定委員会 会議録（要点筆記）

日 時：平成27年1月28日（水） 13:30～15:00

場 所：江別市役所本庁舎 西棟会議室

出席委員：石黒匡人委員、小杉伸次委員、深瀬禎一委員、山元規子委員、千葉正和委員、西田敏子委員、松谷貞雄委員（計7名）

欠席委員：田口智子委員

事務局：企画政策部山田部長、企画政策部米倉次長、政策推進課千葉課長、中島主査、阿部主査、長谷川主任

### 会議概要

#### 1 開会

#### 2 議事 江別市市民参加条例（素案）検討報告書について

##### 【資料説明】

- ・江別市市民参加条例制定委員会報告書（案）

##### 【質疑】

<はじめに>

質疑無し

#### < 1 江別市市民参加条例（江別市市民参加条例制定委員会案） >

##### 西田委員

第13条に「条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」とあるが、この規則というのはどこにあるのか。

##### 事務局

規則はこの条例が完成した後に、条例の内容に即して作成する形になり、条例の規定を実際に運用していく上での細かい取り決めを定めるものである。規則ができたあと、この委員会にご報告することも考えている。

##### 西田委員

今現在はまだ無いということによいか。

##### 事務局

条例の内容が固まった時点で規則の策定作業を進めていくことになる。

##### 西田委員

規則も公表されるのか。

##### 事務局

条例も規則も公表される。内容についてはまだ固まっていないため、本日お示しするこ

とはできないが、他市の施行規則の例だとパブリックコメントの具体的な提出方法や、市民参加手続の実施結果の公表方法などを規定するものである。

#### **石黒委員長**

条例案は最終的に市議会に諮ると思うが、規則案もセットで提出するのか。

#### **事務局**

通常、市議会で審議するのは条例のみであり、規則とセットで提案することはない。

#### **小杉委員**

規則は条例を施行する直前に出すのか。

#### **事務局**

条例によって異なるが、できるだけ早い段階で出すことにはしている。公布から施行まで時間があるものは、施行よりかなり早い段階で示すこともできるが、施行までの時間が短い場合は直前になってしまうこともある。

#### **小杉委員**

条例案は、市長提案となるのか。江別市では議員提案するケースは少ないのか。

#### **事務局**

この市民参加条例は市長が提案する条例であり、江別市では大半が市長提案である。

## **< 2 市民参加条例に関する検討項目について >**

#### **山元委員**

「(2) 政策提案制度」の中段あたりに「市民参加を円滑に進めるためのワークショップ」とあるが、どのワークショップのことか。

#### **事務局**

昨年8月に市民参加条例検討のために実施したワークショップのことで、そのワークショップのタイトルが「市民参加を円滑に進めるためのワークショップ」であり、そのことを指している。

#### **石黒委員長**

1頁の「はじめに」に記載のある「同年8月に実施した市民ワークショップ」のことを指しているのであれば、ここにもワークショップのタイトルを補記した方が分かりやすいので、修正を加えることにしたい。

#### **小杉委員**

政策提案制度に関して、極端な例では、原発を誘致するなど市の利益になるが住民生活を脅かすような意思決定も有りうるが、それに反対する市民の提案が出る可能性がある。陳情があるからよい、ということであれば市民参加条例自体つくる必要はない。議論を蒸し返すつもりはないが、4年ごとに条例の見直しを検討するというのであれば、今後政策提案制度も検討していくべきということを経済の附帯決議に盛り込んでもらうということではないのか。もし可能であれば、今回条例化を見送るにしても将来の検討課題として残すということを経済会案にできるのではないかと考える。

## 石黒委員長

市長から条例案を市議会に提案する段階で、附帯決議のようなものつけることはできない。ただ、我々が市長の諮問を受けて条例案について検討し、その結果を市長に報告し、それを踏まえて市長が条例案をつくって議会に提案するという流れであるので、当委員会からの報告として附帯決議など何らかの形で政策提案制度について盛り込んだ方がよいという提案をすることはできる。

## 小杉委員

あるいは、この報告書の中に少数意見として記載するという方法もある。

## 石黒委員長

どういう文章とするかは別として、この「(2) 政策提案制度」の中に記載することはできない。「条文を規定するには時期尚早との結論に達し」と記載しており、規定することが不適切という表現にはしていないので、今後の検討課題であるというニュアンスをもっと強くした文章にすることはできる。

## 事務局

この委員会からの報告書を受けて、市としての条例案を議会に提出し、審議していただく流れであるので、委員会から附帯決議を求めることはできないことから、報告書の中で委員会としての意見を取りまとめていただきたい。

## 小杉委員

それであれば、委員会の意見として一本化した方がよいか。

## 事務局

報告書の19頁までは委員会としての条例案に直結する部分であるため、委員会としての意見として取りまとめていただき、20頁以降で条例制定後の運用も含めた各委員のご意見を記載していただきたいと考えている。

## 小杉委員

市長に提出する報告書としては、条文の部分だけでなく19頁以降も入るのか。

## 事務局

最後の22頁までを報告書として市長に提出する。

## 小杉委員

19頁も報告書に入るのであれば、追記する必要はない。

## 石黒委員長

前回の議論では、制度としては重要であるが、実際に運用している他市の事例を見てもあまり使いやすいものになっていないこともあり、条文として規定するのは今回は見送るというのが大勢の意見であった。今後、使い勝手のよい制度となるよう工夫していくことで、市民参加の手法として確立された際には条文に規定すべきであるということについては異論がなかったので、そのようなことがもう少し読み取れるような記載にするか、あるいは19頁はこのままとして、20頁の個別意見で補足するという方法もある。

## < 3 市民参加に関する意見 >

## **石黒委員長**

さきほどの政策提案制度に関しては、20頁の「(3)市民参加の手続きに関する意見」の4つ目に記載しているが、何か補記が必要であればご意見いただきたい。

## **西田委員**

19頁「(2)政策提案制度」に「具体的な仕組みが確立されていないことが課題」と記載されているが、これから具体的な仕組みを検討するという意味か。

## **事務局**

委員会での議論を踏まえて記載したものである。市として具体的な仕組みを検討していくという意思決定をしているということではない。20頁「市民参加に関する意見」の中に、政策提案制度のあり方を検討すること、という内容が本委員会からの意見として取りまとまったとすれば、それを受けて市として具体的な制度を検討していくという流れになる。

## **石黒委員長**

要望・陳情の制度は現在でもあり、その中で政策提案をすることも可能である。現在はあくまでも意見や苦情が中心であるが、その中で徐々に政策提案を出しやすくしたり、出された提案について市の内部での情報共有の仕方を工夫したりするなど、改善・充実させていけば、要望・陳情から切り離して政策提案制度として独立することも将来的にはあり得るかもしれないが、今のところ具体的に検討しているものはないということである。

## **<報告書全体を通して>**

### **石黒委員長**

最後に報告書全体を通して何か質問・意見等はあるか。特に無いようであるので、一部分言修正のある部分を除いて、報告書として確定させていただく。

### **松谷委員**

市民参加条例の委員会案ができたわけであるが、この間、市からのきめ細かい説明や委員長の軽快な議事進行もあり、非常に理解が深まった。今後、この条例が広く市民に浸透し、具体的に活用されることを期待している。

### **石黒委員長**

後日、市長にこの報告書を手交する機会があるので、ご都合のつく方のご出席いただき、想いを伝えていただければと思う。

## **3 その他**

報告書の手交について

## **4 閉会**